

## 沖縄県がん診療連携協議会の主催、共催、後援名義等の使用承認に関する内規

平成 27 年 7 月 27 日  
幹 事 会 制 定

1. 国、地方公共団体、民間団体、民間企業等が、それらの主催する講演会、研修会等の行事について、沖縄県がん診療連携協議会（以下「協議会」という。）に、共催、後援を求める場合は、当該主催者から事務局である琉球大学附属病院がんセンター（以下「事務局」という。）に文書により申請を行うものとする。
2. 協議会、協議会幹事会（以下「幹事会」という。）、協議会専門部会（以下「部会」という。）が主体となって開催する講演会、研修会等の行事について、協議会に主催、共催を求める場合は、協議会委員、幹事会委員、部会委員から事務局に文書により申請を行うものとする。
3. 協議会委員、幹事会委員、部会委員が主体となって開催する講演会、研修会等の行事について、協議会に主催、共催、後援を求める場合は、協議会委員、幹事会委員、部会委員が事務局に文書により申請を行うものとする。

前項 1～3 の申請があった場合は、幹事会で審議し、承認の可否を判断する。

- (1) 審議は、メールにより行う。
- (2) 事務局は、審議内容を次回の幹事会で報告する。
- (3) 主催または共催となった場合は、事務局はその審議内容を協議会議長に文書で報告する。
- (4) 主催、共催及び後援となった場合は、主催者は開催報告書を事務局に提出する。さらに、主催または共催となった行事は、協議会及び幹事会にて報告する。

## 附則

この内規は、平成 27 年 7 月 27 日より施行する。

## 附則

この内規は、平成 27 年 10 月 5 日より施行する。

## 附則

この内規は、令和 年 月 日より施行する。